

総務委員会会議録

令和2年5月27日(水)

(開会) 10:00

(閉会) 11:40

【 案 件 】

1. 議案第59号 専決処分の承認(令和元年度飯塚市一般会計補正予算(第8号))
2. 議案第61号 専決処分の承認(令和2年度飯塚市一般会計補正予算(第1号))
3. 議案第62号 専決処分の承認(令和2年度飯塚市一般会計補正予算(第2号))
4. 議案第54号 令和2年度飯塚市一般会計補正予算(第3号)
5. 議案第64号 専決処分の承認(飯塚市税条例等の一部を改正する条例)
6. 議案第65号 専決処分の承認(飯塚市税条例の一部を改正する条例)
7. 議案第68号 専決処分の承認(飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例)

○委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。

「議案第59号 専決処分の承認(令和元年度飯塚市一般会計補正予算(第8号))」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○財政課長

「議案第59号 専決処分の承認」についてご説明させていただきます。

専決第6号「令和元年度飯塚市一般会計補正予算(第8号)」につきましては、「令和2年3月20日専決」と記載しております「令和元年度 補正予算資料」をお願いいたします。

3ページをお願いいたします。表の下に記載しておりますとおり、新型コロナウイルス感染症対策に要する経費を補正したもので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和2年3月20日に専決処分をいたしましたので、報告を行い、承認を求めるところでございます。

一般会計で2366万7千円を追加いたしまして、補正後の予算総額を720億6477万7千円にするものでございます。

4ページをお願いいたします。まず、歳入でございますが、国庫支出金につきましては、歳出予算に計上、または既決予算で対応しております対象事業に係る財源を補正いたしております。

繰入金につきましては、今回の補正による財源調整で、財政調整基金繰入金を160万1千円減額いたしております。

次に、歳出でございますが、民生費、社会福祉総務費の社会福祉施設管理運営事業費では、休館に伴い委託料算定の際に控除している利用料金が減少いたしますので、その補てんをするため、一つ目の黒丸では穂波福祉総合センター指定管理委託料を、二つ目の黒丸では庄内保健福祉総合センター指定管理委託料を追加いたしております。

児童措置費の私立保育所等保育措置事業費では、新型コロナウイルス感染症対策にかかる備品等の購入に対して50万円を限度に補助するため、一つ目の黒丸では一時預かり事業及び延長保育事業を実施する市内私立保育所を対象に私立保育所特別保育事業費補助金を、二つ目の黒丸では市内私立保育所及び認定こども園を対象に保育環境改善等事業費補助金を補正いたしております。

次の児童措置費のその他の児童措置費では、同様の目的で市内病児保育事業所を対象に病児保育事業費補助金を追加いたしております。

5ページをお願いします。教育費、幼稚園費の幼稚園教育振興事業費では、新型コロナウイルス感染症対策にかかる備品等の購入に対して50万円を限度に補助するため、一時預かり事

業を実施する市内私立幼稚園及び認定こども園を対象に一時預かり事業費補助金を追加いたしております。

文化会館費の文化会館管理運営事業費に記載しております文化会館指定管理委託料、保健体育施設管理費の保健体育施設管理運営事業費に記載しております体育施設指定管理委託料及び健康の森公園体育施設指定管理委託料につきましては、休館に伴い委託料算定の際に控除している利用料金が減少いたしますので、その補てんをするため追加いたしております。

繰越明許費の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため従事者の確保ができないなどの理由により、年度内完了が見込まれないため設定いたしております。

債務負担行為の補正につきましては、事業者が県の融資制度を活用する場合の利子を補助するものでございますが、債務が後年度にまたがるため設定いたしております。

以上で、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○小幡委員

4 ページの歳出でちょっと再確認したいんですけども、民生費の中で社会福祉総務費とか歳出の増が、全て今説明があったんですけど、具体的にはどのような品物なのか、何を補てんして、何がこのような金額になっているのか、明細がわからなくて、わかる範囲で結構ですので、お示しいただきたいんですけど。

○社会・障がい者福祉課長

今お尋ねの社会福祉費の指定管理料の事業費にかかるかと思えます。まず、庄内保健福祉総合センターの指定管理委託料につきまして、指定管理の中で運動指導教室とまた貸し館等を行っておりますけれども、これに伴う貸館料とこの収納がございますけれども、こちらが3月、コロナウイルス対策で貸し館を休止したりしていることから、減少している分につきまして、補てんしているものでございます。

また、同じく穂波福祉総合センターの指定管理料につきましても、貸し館等、またトレーニング室等の利用を中止していることによりまして、減少しております利用料につきまして補てんするために計上しているものでございます。

○小幡委員

はい、ありがとうございます。続きまして、保育所に対して感染症対策にかかる備品は、具体的なものはどういった備品を拠出されたか教えていただけますか。

○子育て支援課長

保育所、認定子ども園に対しまして、私立に対しては補助金の形で、公立については物品の配付ということになります。実際に備品といたしましては、空気清浄器、加湿器でございまして、それ以外のものにつきましては、消毒液、子ども用マスク、体温計などになっております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第59号 専決処分の承認（令和元年度飯塚市一般会計補正予算（第8号））」については、承認することに御異議ありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。よって、本案は承認すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 10：07

再 開 10:08

委員会を再開いたします。

次に、「議案第61号 専決処分の承認（令和2年度飯塚市一般会計補正予算（第1号）」）を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○財政課長

「議案第61号 専決処分の承認」についてご説明させていただきます。

専決第12号「令和2年度飯塚市一般会計補正予算（第1号）」につきましては、「令和2年4月28日専決」と記載しております「令和2年度 補正予算資料」をお願いいたします。

3ページをお願いいたします。表の下に記載しておりますとおり、新型コロナウイルス感染症対策に要する経費を補正したもので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和2年4月28日に専決処分をいたしましたので、報告を行い、承認を求めるものでございます。

一般会計で18億2047万3千円を追加いたしまして、補正後の予算総額を708億1647万3千円にするものでございます。

4ページをお願いいたします。まず、歳入でございますが、繰入金につきましては、今回の補正による財源調整で、財政調整基金繰入金を10億2047万2千円追加いたしております。

諸収入の事業継続応援資金預託金元金収入につきましては、歳出に記載しております市の融資制度にかかる金融機関への預託金が年度末に返還されますので、預託金額と同額を計上いたしております。

次に、歳出でございますが、民生費、児童福祉総務費のひとり親家庭等応援事業費では、児童扶養手当受給世帯を対象に1世帯あたり5万円の応援金を給付するため、7076万円を計上いたしております。

保育施設従事者応援事業費、次の黒丸の放課後児童クラブ従事者応援事業費では、市内保育施設及び市内放課後児童クラブに勤務する方を対象に1人あたり3万円の応援金を給付するため、それぞれ3011万3千円、361万4千円を計上いたしております。

保育料等還付費では、令和元年度の登園自粛要請に応じ欠席した日数分の保育料を保護者に対し還付するもので、1299万1千円を計上いたしております。

衛生費、保健衛生費の医療施設従事者応援事業費では、市内医療施設に勤務する方を対象に1人あたり3万円の応援金を給付するため、2億5599万9千円を計上いたしております。

予防費の新型コロナウイルス感染症対策事業費では、専門的な助言や提言を求めるため、行政経営アドバイザー委嘱経費として20万1千円を、公共施設で使用するマスクや非接触型体温計などの新型コロナウイルス感染症対策にかかる用品等の購入経費として3377万円を、次亜塩素酸水溶液を生成する装置の購入経費として718万9千円を計上いたしております。

労働費、労働諸費の再就職応援事業費では、新型コロナウイルス感染症の影響により職を失った市民を雇用し、研修のうえ事務量が増加している市役所等で従事してもらうもので、再就職応援事業委託料を1500万円計上いたしております。

5ページをお願いいたします。商工費、商工業振興費の事業継続応援給付事業費では、経営が悪化し、国や県の融資制度を活用した事業者を対象に、1事業者あたり30万円の応援金を給付するため、3億6019万1千円を計上いたしております。

事業継続応援貸付事業費では、5%以上売り上げが減少した市内事業者を対象とした実質無利子、無担保の融資制度を実施するため、9億2584万7千円を計上いたしております。

予備費では、公共施設で新型コロナウイルス感染症が発生した場合の消毒にかかる費用、想定できていない緊急な対応が必要となった場合の予算として、1億円を追加いたしております。

債務負担行為の補正につきましては、市の融資制度の債務が後年度にまたがるため設定いたしております。

以上で、補足説明を終わります。

○委員長

次に、さきの本会議において、審査要望のあった件の答弁を求めます。

○子育て支援課長

令和2年5月25日、本会議の議案質疑時において審査要望がありました「ひとり親家庭等応援事業費5万円の対象を生活保護世帯に拡大し、また給付した額については収入認定しないことを検討できないか」については、生活保護世帯では最低生活費が保障されており、給与等の収入が減少した場合、その減少分を生活保護費により支給される仕組みとなっていることから、勤務できないなどの理由で経済的に厳しい状況が想定されるひとり親家庭等を応援することを目的としている本事業の対象とはいたしません。

また、国から「新型コロナウイルス感染症に関連し自治体が独自に実施する給付金について」の通知があり、その通知内容から、本市独自の事業である「ひとり親家庭等応援事業費」については、収入認定の対象となると判断されることから、国の指針に従った取扱いをさせていただきます。

○経済対策室長

令和2年5月25日、本会議の議案質疑時において審査要望がありました「今回の給付金とは別に30万円を全事業者に一律支給できないか」につきましては、休業や倒産の危機に直面しながら、事業継続や雇用の維持に懸命に取り組んでおられる中小企業、小規模事業者の皆様を応援する視点を持って応援金制度を創設したところでございます。

今後も一律給付ではなく、国や県の融資制度を活用しながらも、事業の継続や雇用の維持に取り組んでおられる事業者の皆さまを応援してまいりたいと考えております。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○小幡委員

61号で、ちょっと何点か質疑させていただきます。まずは今回は、こういう社会情勢というか、新型コロナウイルスに対する対策ということで、議会に諮るいとまもなく、専決処分が数多く見られてますけどね。これはもういたし方ないとは思っております。その中で、今回の専決処分の61号の中で、きのうでしたか、本会議場でしたか、どのように救援対策を決めたのかというプロセス、確か4月27日でしたか、日にちはちょっと正確ではありませんが、一般論ですけど、各都道府県の中で独自の支援策が、どんどんテレビ等で打ち出されましたね。その中で、飯塚はまだ出ないのか、まだ出ないのかという、これは一般的な話でした。今さら仕方ないんだけど、福岡県下においては、県も遅かったんだけど、やはり政令都市であります福岡、北九州の支援策の打ち出しは早かった、確かに。飯塚市はそこから比べると遅いという評価です。これは真摯に受けとめなければいけないと思うんだけど、遅いは遅いなりに、しっかりと市長を初め検討されたと思うんですよ、内容を。果たして、その時間をかけて、検討された内容が十分かどうかというのは、これからまた精査されていくとは思いますが、どのように、市長、副市長を含め、部長級だと思っただけで、どのようなプロセスで、いつごろからいつごろの間で、どのような情報をもとに、このような専決を決められたか、流利的な説明をどなたかしていただけないでしょうか。

○市長

今の質問者おっしゃる通りですね、私どもも、早く市民の皆さんにお知らせをして、安心感と、そしてコロナとしっかり向き合いながら、生活や事業をやっていこうと、事業を続けようという気持ちを持っていただきたいと思います。できるだけ早くお知らせをまずしたいと思いましたが、4月14日に記者会見を開きまして、ただ、うちとしては、議会を尊重するという、市政と市民に早くお知らせをしたいということで、14日の日はこういう方向性を持って、市の独自の支援策をやりますという方向性を打ち出した形で、市民にお知らせをしまし

た。そのあと議会の皆さんの声も、またご意見も拝聴しながら、よりよいものにし、かつ最も自粛が必要とされるゴールデンウィーク期間中に、市民の皆様にしかりとした自粛生活を送っていただくために、また安心のためにということで、連休前に専決をさせていただいたものを、具体的に、金額、それから対象を細かに示しながら発表したという、先日の県の市長会では、飯塚市はいち早く発表しましたねと、県よりも早かったというように言っていただきました。予算が絡むことですから、ご議決をいただく中で、公表ということが本来の姿ではあるのかと思いますが、議会のご理解をいただきながら、急ぐものは専決という形で実施させていただきながら、またこれは何とか急ぐ中でも、まだ後からでもと思うものは、今回の臨時議会に計上させていただきまし、さらにそのあと、コロナと向き合い、つき合いながら、どう地域の活性化を取り戻していくかという策等については、6月議会で出させていただいた後、公表するという事ですから、このバランスのとり方について、いやそれでももっと早く市民の皆様にお知らせしてくれということでしたら、議会のほうから私どものほうに、いやもういいよと、この件については専決でというようなことを申し出ていただきましたら、実施したいと思っておりますので、今後とも、ともどもにスピードと、そしてきめ細やかさを持って実施してまいりたいと思っておりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

○小幡委員

どうもありがとうございます。確かに、市長がおっしゃるとおり苦慮されたと思っておりますよ。専決ですから、額もでかい。それは十分わかります。大切なのは、先ほど聞いたプロセスの中で、どういった会議を開いたか、おもだって今提示されている給付のやり方、支援のやり方を何をもとに決めていったかというような、要は今市長はいろんな意見を聞きながらとアバウトに言われましたけども、県とか、発表された内容をもとに、飯塚市でできる範囲で決めたとか、具体的な会議があったと思うんですけども、代表的な決め方の流れを説明していただきたいのと、今後、先ほど市長が言われましたとおり、専決に当たって、いち早く発表して実施していくためには、議会の承認をとっていたら間に合わない、それは十分わかります。ですから、この会議の中にうちの議長、代表がいますので、どこかの段階でやはり議長たちにもしっかり説明されて、一緒に救済案を出していくとか、そういうシステムを今後、長期において、このコロナというのは、まだまだ第2波、第3波があるという予測をされていますので、決めるに当たって何かそういうシステムを今考えろうとしているのか、そこも含めてちょっと考え方をお示しいただきたいのですが。

○市民協働部長

今プロセスの関係について、ご質問いただきましたけれども、今回の応援金につきましては、市長のほうが一番最初に申しあげましたように、4月14日の段階で市としては応援金という位置づけの中で、今大変な形の状況に置かれている方たちに対してやっていくという表明をいたしまして、その後、市長、副市長、それから関係する部長、そういった者で、ちょっと日付については申しわけございません、今資料がございませんけども、何回となくしまして、最終的には対策本部を設置いたしておりますので、こういう事業をやっていくというような形での機関決定をして進めているところでございます。その結果につきましては、対策本部の結果につきましては、正副議長に説明の後、議員の皆様方にもメール等で議会事務局を通じてお知らせしているところでございます。

○小幡委員

今の説明は承知しております。対策本部が開かれました、ちゃんと報告もあっているんですけど、私が聞いているのは、その対策本部の中で、今は設置されているんですけど、この専決処分の案をどういった状態で決められたのかというプロセスを聞いたんですよ。例を挙げれば、30万円を給付しようというのは、どこの案で、どのように決めていったか。これからも、また新しい支援策が出る場合、どのような流れで決めていくのかをちょっと紹介していただきたい

いということなんですよ。

○市長

細かに、委員会ですから説明させていただきます。市民生活の現状を見て、何が必要か。新型コロナウイルス対策本部会議の中で、各部で市民の皆さんの現状を鑑みて、プランを上げてくれというように一旦出しました。そして、次の本部会議までに、私と副市長のほうで、こんなことはできるんじゃないか、こんなことが必要んじゃないかということで、随分話をさせていただきました。正直言いまして、経済対策の部分ですとかは、水害対策時に実際に陣頭指揮をとられた経験のある副市長さんのほうから、あのときはこんなことをして市民の皆さんに喜んでいただいたし、比較的早く給付もできたというようなことで、そんなお話も組み入れながら、私どもなりの案をつくりました。そして、その後、新型コロナウイルス対策本部会議に諮るもう一つ前で、経済部なら経済部、福祉部なら福祉部、教育なら教育、それぞれのところとも、私ども事前に、これはどのくらいの件数になるだろうかというようなこと、そして金額はこれぐらいは必要だと思うけど、総額でどれぐらいになるだろうかと。そうなりましたら、久原部長のところにも相談をして、これを全体の中での制度設計をしてほしい。きのう資料要求があって、うちはまだまだ見通しが、コロナがこんなにひどく長期化すると思いませんでしたので、シミュレーションが定かでなかったの、すいませんが、現時点では資料要求に応じることが難しいですということでお断りしましたが、そういうものも財政シミュレーションも新たに作成をする中で、どこまでだったらできるかということで、今、具体的にこの30万円というのはどう決まったのか、これを20万円にするのか、30万円にするのか、それ以上できるのかというところでも、この一つだけでなく、それぞれの金額の幅を設けながら、総合的に財政のほうで最終的にここまでだったら現時点で大丈夫ですよ。そして、今後の終息期から活性化に向けて、そして、今後また2波、3波ということも、正直言いましてもう4月当初から想定していましたので、そのときの総額まで考えてどうか。国がどれぐらいの予算措置があるか、それらも含めた形で想定をしておりました。残念ながら国の支援のほうは、私たちの想定よりも少のうございましたが、そして案をつくったものを、さらに最終的に本部会議のほうで具体的に数字が入った形で意見をいただいて、微調整をした、それを決定事項として考えていったものでございます。

○小幡委員

ありがとうございます。今の市長の説明で大枠の流れはわかります。端的に市長もこれで100点満点とは思われてないと思うんですね。今まだ長期化という話もありましたとおり、その準備はしておかなければいけないと思いますね。その中で、ちょっと、なぜそういう質問をしているのかというのは、我々一議員としては見えないんですね、どういう流れで、どのように決まっていっているのか。全て救済の分は目を通しました。私個人の評価なんだけども、金額はともかく、ちょっと平等性に欠けるところがあったり、国、県、他自治体のまねごとと言ったら表現は悪いんですけど、本当に飯塚市独自、飯塚市はこんなことをやったのかというのは余り見受けられないという印象です。一所懸命されているのに申しわけない言い方だけど、そういった印象があるので、もっと飯塚市が独自の施策を、これからも打ち出していきたいと思うんだけど、今、市長の説明にあったような、会議録というのはとってありますか。

○市民協働部長

対策会議の分については、正式な会議ということで会議録というか、概要等については整理いたしておりますが、先ほど、この政策をつくる段階での内部的な打ち合わせ、そういったものについての会議録については、作成はいたしていません。

○小幡委員

先々、出せる会議録はまとめておいてください。要求するときがあると思います。今後も、いつもコロナばかりじゃないんだけど、議事録的な会議録はしっかりとられておったほうがいい

いと思います。あの時期、このような場面で、こんな話をして、こういうふうに関定していったと。今後役立ちますので、それは、政府じゃありませんけど、ないないじゃなくて、あらゆる資料をそろえておいてください。それと先ほど市長の説明の中にもありました、どのような救済を、支援をするかというとき、各課でいろいろな案が出てきたと。声大きい課の要望は通ったのでしょうか。それとも、声を出していない課の要望は通ってないのかというような見え方がするんですね。ちょっと中身を少し聞きたいんですけども、これは、歳出のほうですね。民生費、衛生費あたりでちょっとお尋ねしますけども、衛生費においては、医療施設従事者に1人当たり3万円を給付するという、私からすればすばらしい支援策とは思んですけども。これをまず関定しましたと。では従事者に3万円ずつ渡そうと。これはいいんだけど、病院がありますね、診療所があります。各内科、外科、皮膚科いろいろな病院がありますよね。薬局まで含まれていますね。その従事者の範囲がよくわからない。看護師さんなのか、准看護師さんなのか、もしくは病院事務の方もおられますからね。飯塚市の設定はどこまでか、その従事者ということなんでしょうか、ちょっとご説明お願いします。

○健幸・スポーツ課長

今回の医療従事者の定義と言うか、中身でございますけども、病院、診療所、歯科、診療所及び薬局ということですけども、それぞれ医療法人であったりとか、事業所という形で、経営がなされております。そこで雇用をされている方は全て対象といたしております。あわせまして、大きな病院の場合であれば、その病院雇いではない方もいらっしゃると思います。いろいろな委託であったりとか、派遣という形態もとられております。その方たちについてもですね、外来受付であったりとかいうところについては、不特定多数の方、患者さんと触れ合うところについての業務がなされている方についても対象ということにいたしております。

○小幡委員

それは市の職員がそれぞれチェックするわけじゃないので、医療機関から申請が上がって支給するというスタイルをとられているんですか。

○健幸・スポーツ課長

まず病院のほうにそういう形での説明をさせていただいております。申請書自体も、まず病院に送らせていただきまして、その対象者の方について、病院のほうから配っていただく。そしてまた、そこで働いているという証明が必要になりますので、その分を集約していただいて、私どものほうに送付していただくという形で制度設計いたしております。

○小幡委員

では、民生費あたりでいう保育園、それとか児童クラブ関係も、従事者の範囲は医療関係と同じような考え方なんでしょうか。

○子育て支援政策課長

今健幸・スポーツ課長は言われたような条件でさせていただいております。

○小幡委員

わかりました。それぞれの、これはしっかりと個人に、従事者に給付するというスタイルをとられて、これはすばらしいことだと思います。現に働いている方に給付されますのでね。そこでちょっと質問したいんですけど、今度補正の中で、介護事業関係に給付しますよね。これは施設に対しての給付であって、従事者ではないですね。それをどのように判断されたか、要は医療関係では従事者じゃないですか。介護関係は従事者がたくさんおられますけど、そこには個人的ではなく、施設に対しての援助ですよ。

○委員長

小幡委員、その補正でまたお願いします。

○小幡委員

そういうことで、ちょっと取り下げましょう。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第61号 専決処分の承認（令和2年度飯塚市一般会計補正予算（第1号））」については、承認することに御異議ありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。よって、本案は承認すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 10：38

再 開 10：41

委員会を再開いたします。

次に、「議案第62号 専決処分の承認（飯塚市一般会計補正予算（第2号））」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○財政課長

「議案第62号 専決処分の承認」についてご説明させていただきます。

専決第13号「令和2年度飯塚市一般会計補正予算（第2号）」につきましても、「令和2年4月30日専決」と記載しております「令和2年度 補正予算資料」をお願いいたします。

3ページをお願いいたします。表の下に記載しておりますとおり、新型コロナウイルス感染症対策に要する経費を補正したもので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和2年4月30日に専決処分をいたしましたので、報告を行い、承認を求めるものでございます。一般会計で131億793万5千円を追加いたしまして、補正後の予算総額を839億2440万8千円にするものでございます。

4ページをお願いいたします。まず、歳入でございますが、国庫支出金につきましては、歳出予算に計上しております対象事業に係る財源を補正いたしております。

繰入金につきましては、今回の補正による財源調整で、財政調整基金繰入金を1040万6千円追加いたしております。

次に、歳出でございますが、総務費、特別定額給付金費では、市民1人あたり10万円を給付するため、129億425万1千円を計上いたしております。

民生費、児童福祉総務費の子育て世帯臨時特別給付金事業費では、児童1人あたり1万円を給付するため、1億8041万3千円を計上いたしております。

児童措置費の保育環境改善等事業費では、議案第59号に予算計上いたしております、市内私立保育所及び認定こども園を対象に、新型コロナウイルス感染症対策にかかる備品等の購入補助の上限額50万円について、令和元年度予算で活用できていなかった81万1千円を計上いたしております。

5ページをお願いいたします。教育費、小学校費、教育振興費及び中学校費、教育振興費にそれぞれ記載しております休校対策事業費では、国の緊急事態宣言延長の動きに伴い、市立の小中学校に通う児童、生徒を対象に、家庭でできる学習補助教材を配付するため、それぞれ788万9千円、222万7千円を市の独自対策として計上いたしております。

以上で、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○田中武春委員

私のほうからちょっと第62号の案件について、一つご質問させていただきますが、今回の

市の独自事業ということで、小学校の教育振興費、それから中学校の教育振興費で、休校対策事業として学習補助教材購入費というのが上がっておりますけども、これはいつ学校のほうに配付されたのか教えてください。

○学校教育課長

5月4日付けの国の緊急事業対策におきまして、臨時休業が延長されましたので、それに基づきまして、教育委員会としましては、学校再開後には、生徒が規則正しい生活習慣を身につけていくために、市内小中学校に統一した教材を5月13日から配付を開始しております。

○田中武春委員

ありがとうございます。小中学校はですね、3月の下旬から休校に入りまして、学校の先生方は学校独自でいろんなプリントとか、家庭での学習をずっとやってきたというふうに理解しておりますけども、こういう教材費を出してあげますよというのは、目的は大変いいと思うんですが、学校との打ち合わせと言いますか、現場とのすり合わせと言いますか、そういうのはいつごろ行われたのでしょうか。

○学校教育課長

5月13日、水曜日に、教材配付につきましての説明会を、教頭先生方に集まっておきまして説明をしております。また、児童生徒や保護者に向けまして、学習方法のリーフレットを作成しまして家庭に配付するようにしております。また、小中学校では各学校のホームページやメール等も使いましてですね、学習内容を説明するようしております。

○教育長

先ほど今回の専決についてプロセスのお話がありましたけども、従来から代表校長会議等をやって、学校現場のご意見を集約しておりますので、そういう中で、臨時休業になりますと、家庭学習を中心に、どうしても紙教材を中心に勉強していきます。これまでは、学校独自の学習プリントでしたけども、このたび、やっぱり学習指導要領にしっかり準拠した教材をとということで、早急に取り組みさせていただいた次第です。

○田中武春委員

ありがとうございます。多分、学校の先生方というのは、当初からずっと学校の先生たちがつくったプリントで家庭学習をして、何か現場では突然これが来て、これを使えというような話で、混乱しておるとい話をちょっと聞きましたので、教材は本当にいいと思うんですが、現場とのこうした調整、打ち合わせを、特によろしくお願ひしたいと思います。今後この教材は、生徒は学校に行っているけれど、具体的にどんなふうに今後、これを使っていこうというふうに思っていますか。

○学校教育課長

まず、最初の目的としましては、学校再開後に、飯塚市内の小中学生が足並みそろえて授業ができるようにということで、予習を含めまして開始しております。今後は徹底反復ということで、その復習教材しても使えますし、また小学校に関しましては9月、1月に確認テストを行いまして、不足部分はそこで訂正をまた行っていくという形で計画を立てております。

○田中武春委員

よろしく願ひします。現場はですね、先生たちが混乱しないように。そうすると、生徒たちも、いろんなことで迷ったりとか、スムーズな授業もできなくなるかと思っておりますので、その辺は十分注意していただいて、今後も取り組みのほうをよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○小幡委員

1点だけお尋ねします。歳出のほうで10万円の特別定額給付金というのが、今、皆さん申請されて、支給も開始されていると聞いていますが、飯塚市は13万人弱いますでしょう。

4月27日の住民基本台帳に載ってた方に送ったということを聞いているんだけど、最終的に漏れた人のフォローはどのように考えておられるか、ちょっと紹介していただきたいのですが。

○福祉部次長

定額給付金の漏れた方、一応住民基本台帳に記載されてある方全部に送っておりますけれども、例えば住民票がなくて、本市にお住まいの方、例えば職権消除されてある方、こういう方については基準日以降でも、その自治体で住民登録をしていただければ支給の対象になります。ただし本市におられて、例えば嘉麻市に住民票があるとします。その場合は、やはり嘉麻市のほうでの申請になって、そこからの支給という形になります。ですから、あとは漏れた方といましても、こちらのほうに御連絡をいただければ、どのような形で対応すれば、その10万円の給付ができるかということはお伝えできると思いますので、ぜひそのような方がいらっしゃれば、こちらのほうに御連絡、コールセンターのほうに御連絡をいただければというふうに思っております。

○小幡委員

最終的には、照らし合わせ、チェックはするわけ。連絡待ちじゃなくて、最終的にチェックは市のほうでやるんですか。

○福祉部次長

チェックと言いますと、チェックをするベースが必要になってきますので、それが住民基本台帳になります。ですから、住民基本台帳に載ってある方は、申請されたかどうかのチェックは3回します。ただ住民基本台帳に載ってない方については、チェックのしようがありませんので、そういう形で進めさせていただきたいと。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○田中武春委員

すいません、関連で。特別定額給付金ですけれども、基準日が4月27日ですよ。もしですね、市民から聞かれたんだけど、27日までおられて、途中、一週間後に亡くなったと。病気で死亡したとか、交通事故で亡くなったとか、そのときはその対象っていうのは、お金だから死亡された方にはあげないですよみたいな話もね、よく聞くんですよ。でも、27日に台帳に載っとけばもらえるんじゃないの。私は理屈ではそう思うんですけど、何かいろいろ国の方針を聞くと、紛らわしいような、取り扱いになってるように聞くんですが、その辺はどういうふうになっていますか。

○福祉部次長

死亡された方ということでよくお問い合わせがあります。4月27日現在で生存されてある方にはその権利がございますが、その中で、その方が単身世帯の場合、4月27日以降になくなれば、その人の請求権は消滅します。ただし、複数世帯、5人家族、2人家族、例えば奥さんがいらっしゃって、旦那さんが亡くなったと、そういう場合については、奥さんが新たな世帯主になって、亡くなった御主人さんも一緒に申請ができるようになっています。ですから、申請者がいれば給付は可能という考え方になります。世帯に1人だと、申請者がなくなりますので、いなくなりますので申請ができません。ですから、そこら辺単身者と複数世帯とで申請の仕方が違いますので、そこら辺は御留意いただければというふうに考えております。

○田中武春委員

わかりました。そうしたらこう理解したらいいですかね。世帯が1人のときは、27日におられたけど、病気で亡くなったという方はだめですと。そのかわり5人家族で、同一所帯で、おばあちゃん、おじいちゃんがおって、その方が27日以後亡くなったときには、5人おったら50万円もらえるんですけど、1人おばあちゃんが亡くなった、ぱっと考えたら40万円かなと思うけど、この10万円は生活資金として対象になりますよという理解でいいんですか。は

い、わかりました。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第62号 専決処分の承認（令和2年度飯塚市一般会計補正予算（第2号）」）については、承認することに御異議ありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。よって本案は、承認すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 10：55

再 開 11：04

委員会を再開いたします。

次に「議案第54号 令和2年度飯塚市一般会計補正予算（第3号）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○財政課長

「議案第54号 令和2年度飯塚市一般会計補正予算（第3号）」について、ご説明させていただきます。

「専決」と記載されていない「令和2年度 補正予算資料」をお願いいたします。

3ページをお願いいたします。表の下に記載しておりますとおり、新型コロナウイルス感染症対策に要する経費を補正するもので、一般会計で11億283万円を追加いたしまして、補正後の予算総額を850億2723万8千円にしようとするものでございます。

4ページをお願いいたします。まず、歳入でございますが、国庫支出金、県支出金につきましては、歳出予算に計上しております対象事業に係る財源を補正するものでございます。

繰入金につきましては、今回の補正による財源調整で、財政調整基金繰入金を7億9740万8千円追加するものでございます。

次に、歳出でございますが、民生費、社会福祉総務費の生活困窮者自立相談支援事業費では、生活自立支援相談室の相談件数増加に対応するため、相談体制を拡充するもので、生活困窮者自立相談支援業務委託料を324万5千円追加するものでございます。

生活困窮者住居確保給付金事業費では、離職等により住居を失った方などの申請等が増加しているため、住居確保給付費を3244万8千円追加するものでございます。

高齢者福祉費の介護サービス事業所等応援事業費、障がい者福祉費の障がい福祉サービス事業所応援事業費では、サービス提供に伴う市からの給付実績に応じて10万円から50万円の応援金を対象事業所に対し給付するもので、それぞれ9021万1千円、3127万6千円を市の独自支援策として計上するものでございます。

労働費、労働諸費の緊急雇用創出事業費では、新型コロナウイルス感染症の影響により働き場所を失った市民や大学生を雇用する経費2327万3千円を計上するものでございます。

5ページをお願いいたします。商工費、商工業振興費のIT導入等応援補助事業費では、事業の継続と再開を目的に、生産性向上や業務転換等に積極的に取り組む市内事業者を応援するため、国、県の補助事業を活用した際の事業者負担分を一部補助するもので、3030万円を市の独自支援策として計上するものでございます。

教育費、小学校費、教育振興費及び中学校費、教育振興費にそれぞれ記載しております、教育用情報機器整備事業費では、国の補助金を活用してタブレット型パソコンを市立の小中学校に通う児童、生徒に1人1台の整備をするため、それぞれ5億9686万8千円、2億

9424万1千円を計上するものでございます。

繰越明許費の補正につきましては、教育用情報機器整備事業につきまして、全国的な調達となり、年度内の納品が困難となる可能性があるため、設定するものでございます。

債務負担行為の補正につきましては、議案第61号で補正予算を計上しました事業継続応援貸付事業における信用保証にかかる損失補償について、債務が後年度にまたがるため設定するものでございます。

以上で、補足説明を終わります。

○委員長

次に、さきの本会議において審査要望のあった件の答弁を求めます。

○教育総務課長

令和2年5月25日、本会議の議案質疑時において審査要望がございました2点について、ご説明をいたします。まず、1点目でございます。教育用情報機器整備事業費において、今回補正予算に計上していない通信機器整備支援等について、今後、補正で計上可能なのか、補助対象となるのかとの件につきましては、補助対象であり、今後、補正予算での計上での対応は可能であります。

次に、予算計上に関して新型コロナウイルス感染症対策事業費に該当しないとの件につきましては、今般の新型コロナウイルス感染症の影響で、学校が臨時休業等となったことを踏まえまして、そのような緊急時においてもICTの活用により、全ての子どもたちの学びを保障できる環境の早期実現を目指すことを目的としていることから、新型コロナウイルス感染症対策事業として計上させていただいたものでございます。

以上、簡単でございますが、審査要望に係る説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○小幡委員

歳出についてちょっと質問させてください。民生費の中で、福祉施設、介護サービス事業とか障がい福祉サービス事業に、今回、応援金という形で10万円から50万円、各施設に給付されるんでしょうけど、基本額を10万円でしょう、1施設。枠が50万円まで。この査定をどのようなスタイルでやられるのか紹介してください。

○高齢介護課長

今議員がお話になったとおり、基本の額が10万円といたしまして、加算額がゼロから40万円の間で考えております。その考え方としましては、令和2年3月にサービスの提供に応じまして飯塚市のほうから給付費をお支払いしておりますけども、その金額に応じまして加算金を算定することといたしております。具体的には、100万円未満の給付費の実績額であれば加算金が5万円、1番最高の40万円で申し上げますと、1000万円以上のサービスに伴う給付費の実績がございましたら、40万円というような加算の計算を行っております。

○小幡委員

ありがとうございます。施設に対する給付の内容はわかりましたけども、先ほどちょっと関連という言い方で申しわけないんですけど、医療関係、保育所関係には、従事者に3万円給付しますよね。なぜ、この介護関係とか福祉関係の方々には、施設に対して給付すると。どの段階でどのように決められたんでしょうか。従事者への支給はという声はなかったのか、その点ちょっと会議もしくはそういう話し合いの場で、どのような意見が出ただけ紹介してください。

○高齢介護課長

保育施設等従事者応援金につきましては、対象を子育て環境の維持と、保護者の働く機会の確保に貢献する保育従事者に対しまして、感謝の意味を込めて支給いたしました。介護施設、障がい者施設などで業務に従事している皆さんは対象とはいたしておりません。しかしながら、

これらの福祉サービスも市民生活を支える上で非常に重要な仕事でございまして、感染リスクの中、大変なご苦勞をおかけしていることも十分に承知しておりますし、大変感謝している次第でございます。しかしながら、介護サービスと障がい福祉サービスに従事されている方は、市内におよそ9000人以上いらっしゃるのではないかと見込まれております。さらに、福祉サービスに限らず、医療従事者を初め、公共インフラ、公共交通、物流、食品関係、そして公務員まで、市民生活を支えるため、営業も停止することができず、仕事に精励されている方が多数いらっしゃいます。本来であれば、これらの皆さんは応援の対象とすることが理想ではございますが、それがかないませんことから、今回は医療従事者、保育施設等従事者と児童クラブの従事者に限定させていただいたところでございます。このことに関しましては、多方面からさまざまなご意見をいただいておりますが、苦しい状況をご賢察の上、ご理解いただきますようお願いいたします。

また、今回の応援金につきましては、今後の長期化が見込まれる感染症対策に関しまして、市民生活再開の観点から、安心安全な通常の福祉サービスを提供する環境を整えるため、支給するものでございます。応援金の用途といたしましては、感染予防のためであれば、特に用途を限定しておりません。事業所に対して支給する応援金ではございますが、感染予防のためであれば、事業所から従事者に対して支給する危険手当、割り増し賃金などの人件費に活用していただくことも可能でございますので、ご理解を願えればと思っております。

○小幡委員

どうもありがとうございます。現状の話なんだけど、医療関係、比べて悪いんだけど、看護師さんに仮に3万円給付しますよね。看護師さんの一般的な平均の所得と、この介護サービス関係で働かれている従事者の方々の給与差額というのはかなりあるんですよ。そういった方にはゼロ円と、余りにも極端過ぎないかということですね。それから施設外で、自宅で介護なさっている方もおられますのでね。そういった意見をもう少し幅広く聞かれて、国からの、今から予算措置も出てくるでしょうからね。財源が必要とする案件ですから、簡単にはいかないと思いますけども、それを頭に、市長、ぜひ置いてってください。サービス関係で従事されている方、特に高齢者等の介護サービスされている方々への、従事者への、何か救済措置も頭の中に入れとっていただきたいと。これは要望にとどめておきます。

それとちょっと議題から少し外れるけど、実態調査をしとっていただきたいのが1点ありまして、保育所関係、幼稚園関係には従事者に3万円給付しますよね。それは確かにありがたいんだけど、根本的な、保育士の方が、コロナの状況で仕事に行っていないということで、賃金カットされてる実態があるらしいんですよ。実態はわかりません。まだ調べてませんので。本市において保育園もしくは幼稚園あたりでそういった実態があるかというのを、一応調査願いたいと。賃金カットで苦しんであるというような訴えも上がってますので、実態調査をお願いしておきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○田中武春委員

今、小幡委員のほうからのご質問がありましたので、私もそれを質問しようかなと思ったら、はい、答弁がありましたんで、わかりました。

今回この議案第54号、市独自支援、3つありますけども、大変いい事業だなと、介護サービスそれから障がい者福祉サービスについても、中身についてはいろいろ問題がありますけども、よくここまで独自支援をされたなあと思っております。ただ、これは市長が全協のときに、第2弾の独自支援策を延長になったときは考えるんだということで、多分これが出たのかなというふうに理解をしておりますけども、間違えていたらすみません。確かに新型コロナウイルス感染が、当初は5月の7日で終わる予定でしたけども、緊急事態宣言の延長ということで、ちょ

っと長引きました。確かにこの新型コロナウイルス、事業者、中小の方々、商売をやっている
方々、それから医療、学校と、それから保育園とかの3密含めた形で、今飯塚は4人ですかね、
感染者が出たというのは。なかなか、4人までで食いとめたというのを思います。ただ、この
新型コロナ感染拡大は――

○委員長

質問をお願いします。

○田中武委員

はい、わかりました。やっぱり市民のステイホームがあったからこそというふうに私は理解
をしています。多分、この独自支援策については、これで終わりじゃないというふうに思っ
ていますので、ぜひ市民生活も厳しい実態にありますので、支援策も含めた、市民生活向けの
コロナ対策の支援等も、今後また考えていただきたいと思います。要望です。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○上野委員

「議案第54号」に賛成の立場で討論させていただきます。実は私ども、飯塚市、嘉麻市、
桂川町の2市1町で定期的に正副議長というのを行わせていただいております。1番最近では
4月30日に嘉麻市のほうで意見交換させていただいたんですが、その際に、他の市、町のほ
うから、飯塚市の経済対策が大変参考になっているんだと。ありがとうねというような感謝の
気持ちをいただきました。私も当市の議長をさせていただいて、非常に誇らしかったですし、
正直うれしかったです。さまざまな事業を行っていかれる中で、抗議ですとか、批判もたくさ
ん寄せられていると思います。私ども議員に対してもそれぞれ皆さん、そのような思いをされ
ていることとは思いますけれども、一方では、このように高い評価も得られているんだとい
うことも念頭に置いていただきながら、これから日々の業務にも励んでいただきたいと思いま
し、また、全ての職員さん方にこのことはお伝えしていただきたいなというふうにお願いをし
ておきます。以上です。ありがとうございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第54号 令和2年度飯塚市一般会計補正
予算(第3号)」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 11:21

再 開 11:23

委員会を再開いたします。

次に、「議案第64号 専決処分の承認(飯塚市税条例等の一部を改正する条例)」を議題
といたします。執行部の補足説明を求めます。

○税務課長

議案書の51ページをお願いいたします。「議案第64号」飯塚市税条例等の一部を改正す
る条例の専決処分の承認につきまして、補足説明をさせていただきます。

この専決処分につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が公布され、令和2年4月
1日から施行されることに伴い、飯塚市税条例の一部を改正するものでございます。58ペー

ジから74ページまで新旧対照表をつけております。主な改正内容について、議案概要に沿って説明させていただきます。

今回の改正は、所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、関係規定を整備するものです。まず、登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において、現に所有しているもの、相続人等に対して、氏名、住所等の必要事項の申告を制度化を行うものです。なお、この対象については、令和2年4月1日以降に現所有者であることを知ったものについて適用されます。次に、調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が1人も明らかとならない場合、使用者を所有者とみなす制度について、これまで固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災、その他の事由で不明である場合に限定されていましたが、今後は、あらかじめ当該使用者に通知を行って、固定資産税課税台帳に登録すれば、そのものに固定資産税を課することができるようにするものです。なお、この拡大の対象は、令和3年度以降の年度分の固定資産税について適用されるものです。

その他、議案概要に記載しておりませんが、このたびの地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い改正する内容として、婚姻歴の有無による不公平、男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平を同時に解消するための見直しが今後行われることに備えて、申告に関する内容の変更は、令和2年4月1日付の施行で行われること。

次に、たばこ税の課税標準について、たばこの輸出業者及び外国と行き来をする船や飛行機の船用品、機用品として、たばこを売り渡す業者の取扱数量が一定量以下の場合に、決められた月に申請書を提出した場合に限り、課税を免除する規定が追加されております。

そして、地方税法改正に伴う条項ずれの対応及び改元等についての対応を行っております。

以上、専決処分を行ったものにつきましては、令和2年4月1日の施行となります。飯塚市税条例の一部を改正する条例の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○小幡委員

「議案第64号」をちょっと教えてください。登記簿上の所有者が亡くなったんでしょう。死亡しましたと。登記簿上の所有者が亡くなった場合、家族が住まわれていたら、その家族に固定資産税を請求するということでしょう、これは。それはいいんですが、調べても調べてもわからなかったと。そういった場合、所有者が見つからないので使用者に対して固定資産税を請求するんだけど、固定資産税は払っていきますよね、使用者だから。でも、登記簿上の所有権はどうなるんですか。何年間か払ったら所有権が移転できるとか、そういった法律上、何か解釈があったら教えてください。

○税務課長

所有権については、何も今のところ法律上変わる規定はございません。

○小幡委員

そしたら所有者未定のまま、固定資産税は使用者からいただくと。それ以降、所有権を主張するためには地上権とかそういった関係から、所有者として自分が主張するためにはそれしかないということよね、結局はね。市としては固定資産税をいただければいいので、そういうことをやっていくよというだけの条例なんだ、これはね。わかりました。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第64号 専決処分の承認（飯塚市税条例

等の一部を改正する条例)」については、承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は承認すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第65号 専決処分の承認（飯塚市税条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○税務課長

それでは議案書の75ページをお願いいたします。「議案第65号」飯塚市条例の一部を改正する条例の専決処分の承認につきまして、補足説明をさせていただきます。

この専決処分につきましては、新型コロナウイルス感染症対策における税制上の措置として、関係規定を整備するために、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年4月30日に公布、施行されたことに伴い、飯塚市税条例の一部を改正するものでございます。77ページに新旧対照表をつけております。

主な改正内容について、議案概要に沿って説明させていただきます。まず、市税の徴収猶予の特例措置についてですが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の収入に相当の減少があり、納税することが困難である納税義務者に対し、納期限が令和2年2月1日以降のものについて、無担保かつ延滞金なしで、各納期限より1年間、徴収猶予する特例を設けるものです。なお、この規定自体に条例委任はありませんが、その手続について、申請後に訂正や書類提出を求めた場合に、申請者が応じなければ、申請取り下げとみなされる期間を既にある徴収猶予の規定を準用し、20日間と規定するものです。

次に、中小事業者が所有する償却資産及び事業用家屋にかかる固定資産税の軽減措置についてですが、1つ目は、厳しい経営環境にある中小事業者等に対して、令和2年2月から10月までの任意の3カ月間の売上高が前年同期と比べて30%以上減少している場合に、令和3年度の課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋にかかる固定資産税の課税標準を2分の1またはゼロとする軽減措置と、2つ目は、平成30年10月1日より施行しております生産性向上特別措置法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得した償却資産について適用しておりました固定資産税の課税標準額の特例につきまして、新型コロナウイルスの影響を受けながらも、新規に設備投資を行う中小事業者を支援する観点から、これまで適用対象であった償却資産に事業用家屋と構築物を加えるとともに、3年間の特例適用期間を令和4年度まで2年間延長する措置を行うものです。

次に、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長については、軽自動車税環境性能割を非課税とする特例措置の適用期限が令和2年9月30日までとなっていたものを6カ月延長し、令和3年3月31日までとすることに伴い、同様の改正を行うものです。

以上、専決処分を行ったものにつきましては、公布の日であります令和2年4月30日の施行となります。

飯塚市税条例の一部を改正する条例の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○小幡委員

ちょっと1点お聞かせください。この「議案第65号」の市税の徴収の猶予とか、中小企業関係の方の償却資産、事業用家屋の固定資産税の軽減措置とか、これはどのようにして市民の方に知らせるのが1点と、これは申請しないとできないんでしょう。知らない人がたくさんおるんだよね、これを。どの期間、どのような申請をしたら、これが適用できるのか紹介してください。

○税務課長

まず、徴収猶予につきましては、現在も飯塚市のホームページのほうに掲載しております。

実際にこの申請につきましては、4月30日に条例施行しておりますので、この施行日から2カ月間、ことし6月30日までに、既に到来している納期につきましては対象となります。ことしの2月1日以降の納期の方です。それ以降につきましては、各納期の納期限までが申請の期限となります。先ほどのご質問のとおり申請が必要になります中小企業につきましては、1月末が期限となりまして、償却資産の申告書に合わせて事業所のほうにお渡しすることになります。

○小幡委員

申請が必要ということは、用途に応じて各所管のところに行って申請するんですか。事業者もしくは個人が。

○税務課長

これは飯塚市税条例に限るものですので、うちの税務課のほうに申請ということになります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第65号 専決処分の承認（飯塚市税条例の一部を改正する条例）」については、承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は承認すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第68号 専決処分の承認（飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○防災安全課長

議案書87ページをお願いいたします。「議案第68号、専決第11号、専決処分の承認（飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）」につきまして、補足説明をさせていただきます。

非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令の一部を改正する政令が令和2年3月27日に公布され、同年4月1日より施行されることに伴いまして、飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものでございます。

議案書89ページから92ページに新旧対照表をつけておりますが、内容の説明は省略させていただき、今回の主な改正についてご説明させていただきます。今回の改正は、一般職の職員の給与に関する法律、国家公務員一般職の俸給月額、住居手当及び勤勉手当の額の改正に併せた非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令で定められている補償基礎額を改定するものであります。また、民法の一部を改正する法律により、法定利率が改定されることに伴いまして、損害補償年金前払一時金が支給された場合における傷害補償年金等の支給停止期間の算定に用いる利率について、事故発生日における法定利率に改定するものであります。

以上、簡単ですが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第68号 専決処分の承認（飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）」については、承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は承認すべきものと決定いたしました。
これをもちまして、総務委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。